

# 「北村慈郎牧師を支援する会」 通信

発行：北村慈郎牧師を支援する会

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋 3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219

郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」

ホームページ：<http://www.k-saiban.com> メール：h2kubo@jcom.home.ne.jp

## No.8

## 世話人代表挨拶 関田寛雄（世話人代表）

皆さん、こんにちは！ 今ございましたように、判決は10秒で終わった、まことに判決は厳しいものでしたけれども、結果はご存じの通りであります。このことにつきましてこれからどうするかという事につきましては、北村先生を中心に、支援の会また弁護士の方のご意見を尊重しながら進めていくことになると思います。

先ずいつものことながら、讚美歌から始めたいと思います。「主われを愛す」を歌いましょう（全員で歌う）。

北村先生を支援する会の代表といたしまして、今日の判決は先程のお話にもありましたように、ある意味で予測しておりました。一か月というまことに短い時間の中で内容的な突込みが出来る訳がないだろうと思っておりましたが、そのような結果が生まれて参りました。私は、このところいろいろな文書を拝見しながら、またいろいろなご意見をお聞きしながら、つくづく思うことは、オープン聖餐ということが先にあったのではないのです。北村先生の排除という事が先にあったのです。それが問題なのです。たまた



発言する北村慈郎牧師

まオープン聖餐に絡めてこのことが問題になりましたけれども、今やオープン聖餐の事が錦の御旗みたいになってしまつて、踏絵のようになってたりして、教団の権力を強めていますけれども、本来はですね、70年以來の問題提起の中で北村先生が果たしてきた役割、それについてですね、現執行部は何としても北村を排除しようということが先にあったのです。そのことをくれぐれも皆さん、お考えいただきたいと思います。ですからこそ、これは北村先生の人権の問題として支援しなければなりません。

次に聖餐の問題につきましては、それこそ各教区における闘いもあることでご

ございますが、これは日本のキリスト教界のみならず、世界の諸教会の中で流動化しているところがある訳です。それを数の力で抑え込もうとする、そこに教団を画一化しようとする全体主義的な思想が入っていると思います。教団は合同教会です。画一化されてはなりません。各教派的な特色を持ちながら、それをもって合同教会に貢献すべきなのです。多様性こそ豊かな福音の実りなのですから。そのことを、画一化しようとして、それぞれ聖餐論を踏絵の様にしたり、強制しようとするのは、全く教会的ではない。その点のことを踏まえた上で、北村先生を応援していきたいと思えます。

それこそ、聖餐論につきましては、既に申し上げていますが、教団に聖餐論を語り合う、論議し合う場を設けてくれと神奈川教区でも三回にわたって決議していますけれども、教団総会では全く取り上げることはございません。多くの皆さんがご経験のように、現行の式文を見ましても、「ふさわしくないままでこの聖餐に与る者は云々」とありますが、あれは、洗礼を受けていない者という解釈する人が多い訳ですが、これは誤解です。忙しくして仕事があつて遅れて来た



北村牧師と弁護団

人には食事が無いという、そういう中であつて、「主の体を顧みない者は」と、パウロは怒っている訳です。貧しき隣人を顧みないで聖餐を受けるとは何事かと、それがパウロの言い分なのです。そういうことも振り返って、式文そのものからも検討をはじめなければならない訳です。改めて聖餐論をしっかりと議論して行かなければいけないと思えます。

三つ目ですけれども、教団総会の現実を見ますと、またある教区総会もそうでしょうけれども、我々は敗者です。敗者としてどのように生きるか。歴史を導きたもう神への信頼と共に、福音に基づいた正論を情理を込めて語り続けること、数で抑え込まれて負け続けるかも知れません。でも情理を尽くして福音の真理を謙虚に語り続けること、くれぐれもかつての誤りの様に、一般信徒の方に誤解を与えるような激しい行動はやめてもらいたい。情理を尽くして諄々と真理を説く。そのことを通して教団総会での大方の意見をまとめることができると信じております。敗者としては、決して節を曲げる事無く、歴史を導きたもう主を信じて、教団が本当に主の福音にふさわしい教団になるために、情理を尽くして論議を提起し続けること、あの一、情理を尽くしてですよ。情だけではダメです。理だけでもダメです。情理を尽くして真理を語る。そうすれば共感する方が増えて参ります。対話を封じ、数で押し切る集団は必ず内部腐敗をもたらします。

希望をもって教団が主の教会になるために、新しい「荒野の40年」を歩もうではありませんか。

(7月10日控訴審判決報告集会)

# 原告北村慈郎挨拶

## 7月10日控訴審判決報告集会にて

このところ気温が大変高く、熱中症で病院に運ばれる方もいるくらいの猛暑の中ですので、今回はさすがに傍聴席が一杯に埋まらないのではないかと心配していました。しかし、準備の段階で九州から教区議長の梅崎さんから山田さんを派遣してくださるという連絡があったり、北海道からは佐藤幹雄さんが来て下さるといふ連絡を受けまして、多くの教区の方々から裁判支援をいただいていることが実感でき、そういう点では非常に力強く思っておりました。しかもこういう風にして、この猛暑の中にも拘わらず、沢山の方々が裁判に駆けつけてくださいました。本当に感謝しております。

改めて今回の私の裁判で私が考えていたことを述べさせていただきたいと思えます。二つあります。

一つは、日本基督教団内における私の戒規免職処分は、聖餐の問題に焦点が当てられていますが、明らかに常議員会乃至教団から私を排除する一部の人たちによる目論見であり、人権侵害に当たる出来事です。そこで私は、この教団内における人権侵害という私の問題を黙認してしまったら、他の社会的な人権問題に関わる自分の立ち位置を失うと考えました。ですから、私の上告に対して、審判委員会が教師委員会の私に対する戒規免職処分を正当であると判断し、私の戒規免職処分が教団内において最終的に確定し、教団内においては、運動としてはあつて

も法的に私の権利回復の道がなくなりましたので、「正教師の地位確認」等を司法に訴えました。

もう一つ司法に訴えた理由は、私に続いて、聖餐問題で教団から排除される人たちができることを防ぎたいと思ったからです。少なくとも私の裁判が継続している間は、現教団執行部が私に続いて聖餐問題で戒規免職処分者を出すことはできないと考えたからです。

さて、今後私が上告し、この問題が最高裁で審議されたとしても、弁護士の話では遅くとも来年初めには結果がでるのではということです。ですから、仮に最高裁でも私の訴えが棄却されまると、裁判闘争はその段階で終了します。

ただ現段階における裁判の論点は、私の免職処分の正当性を問うものではなく、その入り口に当たる「正教師の地位確認が法律上の争訟に値するか否か」という問題で争われています。一審判決も今回の高裁判決も「正教師の地位は宗教的な地位であつて法律上の地位ではない」



集会中の弁護団と北村牧師

という判断です。正教師が教会に招聘されて謝儀等の生活権を保障されているのは、当該教会との準委任関係からであって、直接教団とは関係ないということです。このことは、教団が私にしたように戒規免職処分によって正教師の身分を剥奪し、教会の担任教師の職を解任しても、その教師の生活権に関して教団は何等責任がないということの意味します。ひどい話です。

もう一つの問題は戒規についてです。私は「正教師の地位確認」と共に「年金減額決定無効確認」を訴えましたが、その関連で、戒規は悔い改めを求める宗教的な教義・信仰の内容に関わるものであり、戒規処分の是非の判断は、その戒規の宗教上の性格を問わずには出来ないもので、裁判所は扱えないということで、この訴えも却下されました。これではどんなに不当な戒規処分が行われても、戒規は宗教的な教義・信仰に関わるから、裁判所がそこに立ち入ることはできなということの意味します。ということは、教団の中でどんな戒規執行がなされても、司法による救済の道はないということです。これもまたひどい話です。

ということで、今回の私の裁判では、私の訴えが法律上の争いに値するか否かという入口のところの問題で、今回の高裁判決までの段階では、「値しない」という判断が出たということです。洗礼を受けていない者にも、希望すれば聖餐に与えられる開かれた聖餐式の執行がいけないとか、私の免職処分が正当であったとかというような問題には一切踏み込んでいません。もちろん、特に聖餐式の在り方に

ついて司法の判断を求めることはありません。ですから、教団執行部側が、今回の高裁判決を受けてどのようなプロパガンダをしてくるか分かりませんが、くれぐれもこの高裁判決によって、現在までの教団執行部の聖餐式に関する考え方や私への戒規免職処分の正当性が認められたということはありませんので、そのことをお覚えいただきたいと思います。また、そのように誤解している方がおられましたら、この点をよく説明していただければ幸いです。

なお、今後最高裁での闘いと共に、ますます教団内における、現執行部の統制による教団形成ではなく、違いを認め合った上での対話による合同教会としての教団形成に力を注いで行かなければなりません。その点で、私としてはこういう役割を担ってきたというか、担わされてきましたので、健康が許される限り教団の中でこの問題を担い続けて行きたいと思っております。私の裁判への更なる皆様のご支援と共に、各地にあつて「力によらず情理を尽くした運動」(関田寛雄)の展開をお願いしたいと思います。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(7月10日控訴審判決報告集会)

# 弁護団からの発言

## ○岡田 尚 弁護士より

みなさんの多くのご支援をいただきながら、こういう結果になったことについてお詫び申し上げます。

私の方から以下の4点についてご報告致します。①今日の判決について、②一審判決から今日まで私たちが何をしてきたか、③私がこの事件のご相談にあずかったとき「この事件の本質は何なのか、狙いは何なのか、それをまず代理人である私たちがつかむことが一番大事なことである」というお話をしました。「なぜここで北村排除があるのか」ということを私自身がかまなければなりません。裁判所では、様々な法的論理や手続違反とか、様々なことを主張します。しかし「北村排除はどこからきているのか」をしっかりと訴えないと、裁判所はなかなか分からない、とこういう風に思ってきました。そこから何をどう考えてきたかということが、先程の安田さんのお話に対する回答にもなると思います。④最高裁というところはどういうところか、最高裁に移った場合に私たちはどうするか、何ができるか。この4点についてそれぞれ簡単にお話しいたします。

今日の高裁の判決は、双方の主張をまとめておりますが、判断の部分は4頁半しかありません。4頁半ということは、基本的には一審の判決をそのまま受け継

いで、ここだけをちょっとこう付け加えますよ、というスタイルですね。高裁としては「私はこう考えました。よって皆さんの控訴は棄却します」という体裁でもなく、論理でもありません。一審判決を基本的には妥当としながら「ここだけちょっと私が付け加えますよ」というものです。感想的に言えば、悪い方に付け加えています。我々がずっと主張してきたことは、「確かに正教師の地位が宗教的側面を持っているということは否定しないが、その正教師という地位から派生して具体的な権利が生まれ、生活の基盤そのものがそこから発生しているではないですか」ということです。教会の牧師になり、そこで謝儀をもらい、牧師館に住む、そういう具体的経済的な生活上の権利がそこから発生しているではないか。或は内部的にも常議員になったり、そういう資格の前提となっている。だから「確かに宗教上の地位もあるかもしれないが、そこから発生する付帯的な権利というのは、当然法律的に争い得る権利であり、裁判所が判断しなければならないものではないですか」と言い続けてきたわけです。今回の判決（一審もそうですが）は、「そういう教会から謝儀を受ける権利などは、教会との契約から発生する権利である」というのです。私たちは、教会との契約であることを否定しているわけではありません。でも、教団の上告審判によ

る通知には、正教師の免職と共に、「あなたは教会の牧師としても解任されますよ」と書いてあるんです。つまり免職と同時に牧師としても解任されるんですよ。「牧師の権利として受給していたものがすべてなくなりますよ」と教団側は自分で言っているわけですよ。だから、そういう両側面があるのではないかということを書いてきたわけです。ところが、これについて判決は「結局は派生的な権利や地位が生じたとしても、それは教会との関係だから、正教師の地位が宗教上の地位であることは左右されない。法律的な地位とは言えない」というわけです。だから判決も、派生的な権利が発生することは認めないわけではない。それならそれが正教師の地位とどういう関係にあるかということが問題にされなければならない。私たちは「正教師の地位がなくなれば、牧師としても解任されるんだから、それらは基本的に一体不可分なものではないですか」と言った。今度の判決は「正教師の地位に包含されるかどうか」という表現を4か所くらい使っているのです。そういう権利は正教師の地位に包含されると解することができないと、最終的には否定するわけです。私なんかは逆なんです。正教師の地位に付随してあるわけだから、逆に不可分一体ではないかと主張したわけです。しかし判決は「包含されると解することは出来ない」というわけです。「(結果のみがあつて) 問いをもって問いで答える」という判決です。

それから戒規の性質の問題ですが、戒規の性質について私たちは教規等の条文解釈もちゃんと主張しています。控訴理

由書でも一審でも「戒規の何条にはこうなっているでしょう、或いは戒規施行細則にはこうなっているでしょう」ということについては具体的に主張しています。要するに戒規というものは、どんな手続きでなされるのか、そこに書かれている内容は、やはりどこかで民主主義的な原理を採用しているわけです。戒規そのものが、単なる悔い改めではなく、具体的な権利保障のための手続きが書いてあるわけです。「本戒規は、その適用を受けたるものと神との関係を規定するものにあらず」と、わざわざ書いてあります。判決は、戒規の問題も、全部が悔い改め論に戻ってしまっています。そこは一審判決と全く同じです。そういう悔い改めという面があるとしても、こういう手続きでいいのですかと問うたことに対しても、結局戒規のそういう手続の違法性を判断するのに、どうしても教義の内容に立ち入らざるを得ないと判断しているわけです。私たちは「戒規の何處を適用するのにその教義の内容がどんな風に関わるのか、具体的に言ってみてください」と一貫して問うてきました。トータルとしては、これは教師の現に有している権利をどう剥奪するかという手続きであること



発言する岡田尚弁護士

は明らかかなことです。戒規の手續が違法であるとか、手續がおかしいとかと言っていることに対して、そのことを判断するのに、教義の内容に立ち入らざるを得ないという結論なのですが、私たちは何度も「どこをどういう解釈をするのに、教義の内容がどう関係するのか。戒規の何条を解釈するのに教義やその内容がどう関わって来るのか明らかにしてください」と主張してきました。それに対する答えは全くなくて、今回もただ総論的に答えているだけなのです。また「免職処分になった後でも、紅葉坂教会は北村さんを牧師として扱っていた」と言っているんですね、これは今まで相手方も主張していないことでした。先ほども申し上げたように、上告審判の処分通知書に「教会の牧師としても解任される」と明確に記載されているのに、判決は「免職処分後も牧師として扱われていたので、正教師の地位に包含されるものではない」と言うのです。しかし、正教師の地位に包含されていないのに、どうして正教師でなくなると牧師が自動的に解任されるのでしょうか。「紅葉坂教会が免職処分後も牧師として扱っていた」という事実行為と、教団側の法律的主張を混同して論じているのです。これは意図的とすら思えます。

最後にこれも重要な点ですが、裁判所というのは結局こういうところを見ていたのかと思われる点があります。「本件訴訟の本質的な争点である免職処分」と言って、括弧で「聖礼典の執行に関し、教憲及び教規に違反し続けていることなどを理由とするもの」とあります。本質的な

争点がそこだとすると、裁判所の判断のように「免職処分の効力の有無については、裁判所の審理判断が許されず」ということになるわけです。我々の主張はそうは言っていません。北村さんの免職処分の異常性、不利益性を問うているわけです。開かれた聖餐が正しいかどうかということで、裁判所の判断を求めている訳ではありません。「(そういうことを求めるのであれば)裁判所は判断できない」と言われることが明らかだからです。控訴審の書面で、最初は「開かれた聖餐か閉じられた聖餐か、教憲教規にはどうなっているのか」ということも書き入れようか、という話もあり、現に起案もしましたが、議論したうえで最終的には外しました。しかしそのことを裁判所には伝える必要があると考えて、何人かの皆さんに上申書を書いてもらいました。上申書は、法律的な主張ではありません。周りの人が「私はこう思う」と言っているだけです。しかしこちらの言いたい事実は書いてあります。渡辺先生の上申書は、正にそこを書いてもらいました。ただそのように上申書の形でやるのは弱気ではなかったかという意見があるかもしれません。しかし、それを「法律的主張」としてモロに出すことは正に「宗教上の教義解釈の争いである」と裁判所に捉えられると私たちは考えました。ただ、単に手続き的なことだけを主張しても「何で北村はこのように排除されなければならなかったのか、或いは排除したいと思ったのか」が解らない。ここですよ。そこで、私たちは控訴理由書で「北村さんがどういう牧師だったのか、寿町でこんな活動を

しましたよ、そこで周りの皆さんはこういう風に受け止め評価していますよ」という点を強調しました。裁判所は「そのことが法律上の地位と直接どこに関係がありますか」と言うかもしれません。でも、具体的な一人の人間が正教師の地位を剥奪されて不利益を被っているわけですから、二審では少しその点を膨らませて主張しました。上申書もいくつか書いてもらい、それをそのまま出しました。結審後も、控訴理由書がちょっと長すぎるので、ダイジェスト版を作って補充の準備書面を出しました。残念ながら、裁判所はそれを検討したのかどうか分からないまま判断を出しました。「正教師の地位にとって派生的な権利は関係ない」という裁判所の判断ですが、こちらは「イヤイヤ、正教師の地位がなければ派生的な権利も生まれませんでしょう」と言っているのですが、結局何の答えもないのです。「正教師の地位は宗教上の地位だからしょうがない」、そういう形式的な判決です。そういう形式的な判決しか書かせられなかったことは、私たち代理人の責任です。裁判所のそういう形式主義をどうこじ開けて実体審理にまで持ち込むかということが課題なのですが、今回はそれができま

せんでした。本当に申し訳ないと思うし、反省もしております

さて、本件の相談にあずかった時に私が思ったのは「何で北村さんは免職なのか」という単純な疑問でした。「この問題の本質は何なのか」そういうところをどこまで自分のモノに出来るかが出発点でした。北村さんは40年間何やってきたの？ どのあたりから狙われたんだろうか（笑い）。ずーっと昔から狙われたわけではないだろう（笑い）、そのことをどこまで私たちが知り、法律的なハードルはあるけれども、裁判所をどうこじ開けていけるか、という思いは今でも持っています。

最高裁の話をしてますが、最高裁は上告申立と上告受理申立と2つあります。昔は1つでした。刑事は今でも上告しかありません。民事は2つあります。上告は、憲法違反と判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反の場合です。上告受理申立は最高裁判所の判例違反と法令の解釈に関する重要な事項を含む場合です。2つは理由が違います。この事件の場合は両方申立てます。上告は憲法違反です。信教の自由も憲法に保障されているが、裁判を受ける権利も憲法で保障されています。裁判所に救済を求めた時に、中身をしっかりと判断したうえで「お前の主張はダメだよ」というのならまだ解りますが、初めから「俺が判断することではない」と言って切り捨ててしまうのは、実質的に裁判を受ける権利を侵害していることではないでしょうか。ですから上告します。最高裁判例違反という点では、我々の申立は最高裁判例のこういう部分に基





づいているというこれまでも主張してきたことを、上告受理申立でもしていきます。上告はなかなか難しいです。ですから、一般的には上告受理申立だけのことが多いですが、両方やる場合もあります。私が両方した事例のひとつでは、上告については早々と棄却になり、上告受理申立についてはしばらくしてから「受け付ける」という連絡が在りました。その後、判決で「上告棄却」となりました。上告受理申立については、受理か不受理かの決定が先にあるわけです。もし受理となりますと、今回の様に窓口で蹴るのではなく「最高裁が判断してやりますよ」ということです。当然、受理した上で棄却ということもあります。最高裁は法廷が開かれません。出された書類だけで判断されます。法廷が開かれ「弁論をしますよ」という場合は、控訴審判決をひっくり返すことが分かっている場合です。本件でもひっくり返すためにがんばりますが、その場合ですら1回限りです。通常は残念ながら法廷が開かれません。法廷がない場合の裁判闘争はどういうことになるのか、と言いますと、要請書を持っていったり、上申書を出したりということで、会いに行くわけです。最高裁には調査官（調査官はエリートと呼ばれる裁判官がほとんどです）という人たちがいて、この人たちが整理するわけです。その調査官が整理したものを最高裁判事に持って行って、最高裁判事が「これはこういう結論にする」と判断するわけです。昔は「調査官に会わせろ」というと会ってくれましたが、今はほとんど会ってくれません。そこで、要求行動や要請行動

を組み、署名や上申書を持って行くわけです。その時に会ってくれるのは書記官です。書記官なのですが、全国からこれだけの人がこれだけの署名を持ってきたということは、裁判官にも伝わります。この裁判は多くの人注目しているなあーとか、応援しているなあーということが、形に表されるわけです。先ほど関田先生が「情と理」と言われましたが、これに皆さんの思いを力にして付け加えることが必要です。思いを形に変えて伝える。なぜ北村が狙われたのか、排除されたのか。それはこういうことではなかろうか。開かれた聖餐であっても、牧師がそれをやっちゃいけないとどこに書いてあるか。そのことも伝えて行く。最高裁はこれが裁判の最後ですから、一審、二審、三審で同じことをやるというのではなく、それぞれの特徴がありますので「そこでは何が裁判官の心を動かす理由になるのか」そういうことを考えながらやっていきます。最高裁への上告は、北村さんがやると決断されるならば、私たちは喜んでやりたいと思います。もちろん私たちだけでは力が足りないかもしれない。必要ならば弁護団を拡充して、いろいろな知恵を結集することだって考えなければと思っています。

## ○北村 宗一 弁護士

今回の判決については、力が及ばなかったことが多々あると思います。我々としても反省しなければならぬと思っています。誠に申し訳ありませんでした。

控訴審の判決については、今岡田先生から詳しいお話がありましたので、私から特段にそれ以上付け加えることはないと思うのですが、重複になるかもしれませんがお話しさせていただきます。今回の判決をざーっと見ますと、先ず一審と同じ内容ということが言えると思います。むしろ内容としては、一審より厳しいものと言えます。今回の判決では、正教師の地位は宗教上の地位であって、牧師としての地位とは関係がないと、はっきり断言しております。この点につきましては、当方の主張は、重複になりますが、派生的な権利との間の密接不可分な関係を、我々としては強調したつもりです。密接不可分は関係としての権利義務を、裁判所のようにこれは単なる派生的な権利、或いは反射的な権利義務に過ぎないというように考えるか、我々のように密接不可分な関係にあると考えるか、どちらに考えるかによって判断が分かります。現在の裁判所は、もちろん裁判官によって違いはありますが、かなり宗教には触れたくないというところが強く出て来ています。言ってみれば、今回の問題は、私どもにしてみれば、宗教或いは教義とは切り離された法律的な争訟であ

るということを随分主張したつもりなのですが、裁判所は、もう宗教的な匂いを感じられれば撥ねると、私としてはつくづく感じております。例えば、この僅か4、5枚の判決ですが、戒規が懲戒処分かどうかという問題がありますが、控訴審の判決によりますと、戒規は教義の解釈とは無関係ではないと、スパット撥ねる。そういう意味では、どのような法律的な主張をしても、みんな宗教色が若干でもあればダメという結論に持ってこられてしまいます。この延長線上でこの問題を考えてみますと、北村牧師という方の任免というだけではなく、或いはどなたか他の牧師が気に食わないということでありまして、手続きがインチキであろうが、手続きにどんな重大な違反があろうが、裁判には出来ないこととなります。今の執行部が的を絞ってその人を免職にしようと思ったならば、いくらでもできる。そういう結論であります。大変恐ろしい結論を裁判所は出したと思います。ただ私どもとして非常に不満なのは、例えば戒規の手続きについて、先ほど岡田先生も触れられていましたように、手続きの違反について、どうして教義の解釈が関わらなければならないのかということ。これについては、ただ教義に関わるという一言で済まして、殆ど説明はなきに等しいと思います。そういう点から考えると、この二審の判決は、繰り返しになりますが、他の弁護団の先生方も同じ意見だと思いますが、ただ形式論理で結論を出したなあ、実際は何も見えないという感じを持っています。

上告あるいは上告受理申立というのは、



正直に申しまして、控訴審以上に厳しいものがあると思います。特に上告というのは、憲法違反という問題が中心になりますので、難しい面があります。上告受理申立も判例違反ということが的確に主張できないと、難しいかなあとっております。その辺は、もしも皆様方のご意向の中で、やるところまでやって、一つのはっきりとした結論を引き出すべく、これまで一生懸命やってきたのだから、苦しいながらも頑張ろうじゃないかということであれば、私自身微力ではありますが、最善を尽くしたいと思っております。ただ現在の裁判所が、宗教色が少しでもあれば、撥ねよう、撥ねようとしているということだけのご理解いただきたいと思っております。私自身の説明は不十分であります。岡田先生の方から詳しいお話がありましたので、この程度にさせていただきます。ありがとうございました。

## ○藤田 浩司 弁護士

藤田でございます。本日の控訴審の判決、私も力及ばずお詫びしたいと思います。

一審判決を読んでもそうだったのですが、非常につかりする判決です。裁判所はこれだけ楽をしたがるのかということ、改めて思いました。というのは、私どもは一審判決について、当然様々に再反論しています。戒規の性質に少しでも宗教色があったら、それはダメだという一審の結論についても、私どもも工夫して、戒規の性質論についても、教義や

宗教の中身に入らないように注意して議論したつもりです。福岡大学の浅野先生にもご協力いただきまして、戒規についての丁寧な意見書を書いていただき、証拠として裁判所に提出しております。

戒規自身の解釈の中でも、司法判断が可能だろうと読める部分もあるんですね。例えば、戒規1条但書では「本戒規は、その適用を受けたものと神との関係を規定するものにあらず」と書かれています。戒規は神との関係を規定するものではなく、人との関係、つまり組織の中の問題ですよと解釈できます。従って当然司法判断が可能であるという主張も私どもは致しました。これに対して判決は、何も触れていません。一審判決も高裁判決もそうなのですが、一番楽な判決の逃げ方というものは、都合の悪いところは一切書かないことです。これが許されるから、裁判所は楽だと思えますね。

その結果、これまでの最高裁の判例からも大きく反していると思えます。簡単に戒規にただ宗教色があるということで全部撥ねるというのは、これまでの最高裁の判例からも随分逸脱していると思えます。

このことは、最高裁の調査官の方々がこれまでの判例を分析すれば分かることだと思いますので、私としてはこの案件は最高裁に持っていくに値するものと思えますし、最高裁が十分頭を悩ましてくれると思えます。

皆さま、そして北村先生が最高裁で闘いたいということであれば、精一杯やりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

## ○今井 史郎 弁護士

今日、皆様全国各地からお集まり下さいまして、本当に大変有り難いという気持ちと共に、本当に申し訳ないという気持ちで一杯であります。

私も弁護団の中で、控訴審も含め、大きく二つある問題の内、特に、正教師の地位確認ということを中心に文章を書かせていただきましたけれども、今回一審判決で形式論で切られてしまって、控訴審ではもう少し踏み込んで判断していただけるのではと思っていましたが、先ほどこの判決を見て、既に諸先生方からお話しがあった通りなのですが、基本的には一審判決と同じでありました。更に言えば、個々の細かいところを見て行きますと、一審より我々に対してより厳しい言い回しが付け加えられている面もあり、非常に残念に感じる場所があります。一例を挙げさせていただきますと、年金受給権とか常議員の就任資格といったものと正教師の地位との関係については、今回の高裁判決の中では、「これらの権利ないし資格が正教師の地位と不可分なものと解することはできず、したがって、正教師の地位に包含されるものと解することはできない」とあります。「不可分なものと解することはできず」という解り難い言い回しですが、要するに、正教師の地位の中にいろいろな権利が派生していたとしても、それは正教師の地位から年金受給権も常議員の就任資格も切り離すことができるのであり、切り離すことができるのであれば、それは正教師の地位に含まれない。そういう風にも読

めるような言い回しであります。地位に派生するものであっても、それが地位から切り離せるなら、地位には含まれていないということのようですが、切り離すことができるものであれば、地位の法的な保護に関して考慮しないと言うのであれば、殆どのものは切り離すことができると言えるのではないかと思います。本質的なもので切り離せないものの中には有るのではないかと思います。切り離そうと思えば、それは教規を変えるなり規約を変えれば、いかに本質的な謝儀受給権のようなものであろうと、年金受給権であろうと、切り離すことは確かに不可能ではない。切り離すことができれば含まれていないのだから、地位の法的な保護に関して考慮出来ませんよということになってしまいます。もしこの「不可分なものと解することができるかどうか」というところを、一つの要件という形で、今後このような考え方が貫かれてしまうようになってしまうと、同様の事案で救済の途が非常に狭くなってしまいます。そういうことを危惧せざるを得ない言い回しであるということ、個人的には感じました。この点に関しては、平成7年の最高裁の判例で、勿論事案は違いますが、宗教法人の信者である檀徒の地位について、法律上の地位があるということが認められた事案があるのですが、今回の高裁の言い回し、いわば「地位と不可分かどうか」ということをそのまま適用すると、恐らくこの平成7年の最高裁の判例でも、檀徒の法律上の地位は認めることはできないということになるのではないかとすら、個人的には感じ

まして、実質的には最高裁の判例とも矛盾するのではないかという要件の立て方ではないかと感じました。ただこの平成7年の最高裁の判例に関しても、今回の高裁判決で触れられています、それはひと言「事案が異なります」、それだけなんです。ただこういうケースの場合、事案が異なるということで処理されてしまうことが、ある意味で一般的であるということもありますし、内容を実質的に見たら、これは矛盾する面があるのではと感じても、先ほど上告等々の話もありましたが、そういった中で判例違反を認めもらうことはハードルが高いというものでもあります。そういう点も含めて、やるせない気持ちになるところであります。他方で、何かこの4頁位の実質的な判断の中で、多少なりともプラスに考えられる記載がないものかと、短い時間でちょっと見てみたのですが、先ほど岡田先生の方からお話がありましたように、そもそも「正教師の地位から派生している地位や権利」があるかどうかということに関しては、実は一審判決の中では殆ど触れられていませんでした。今回若干何か触れたと言えるのかどうかわからないの



発言する今井史郎弁護士

ですが、今回の判決の中には「正教師の地位から派生的な権利や地位等が生じたとしても・・・判断は左右されない」と述べられており、逆に言うと、正教師の地位から派生的な権利や地位等が生じていることは否定していないものと考えられます。この点は、今回派生的な権利がここまで有るということは今までも増して主張したことに対して、おそらくそれは否定できなかったのではないかと思います。逆に言えば、派生的な権利の内容に踏み込まなくとも、この控訴を棄却することができる形で要件をより厳しくされてしまったのかと感じる面もありました。派生的な権利や地位等については、やはりその具体的な中身に触れ出すと、無視できない内容があるというところは、おそらく裁判所も感じざるを得なかったと思いますし、出来るだけそこに触れないように、その前の所で門前払いをしようと努めて書かれた判決ではないかと感じたところであります。

今後の方針につきましては、私が個人としてどうこう言える立場ではありませんが、皆様方のお考えの中で出された結論に従って、今後も残された手続きをとるということであれば、その中で最大限尽くしていきたいと感じております。

# 集会報告

文責：久保博夫（事務局長）

## 控訴棄却判決の報告集会に

112名が参加！

今度の裁判では傍聴者は減るのではと思っていましたが、東京高裁の大法廷に10名以上の方があふれ、全国からの強い支援に頭の下がる思いでした。1分にも満たない判決とは言え、中には入れなかった方々を含め、ありがとうございました。

裁判所から20分ほど歩いた報告集会会場で、司会の伊東永子事務局員から紹介された、関田寛雄世話人代表の挨拶は、定例の讃美歌「主われを愛す」一節の合唱から始まりました。その後、北村慈郎原告の挨拶があり、続いて弁護団による裁判の状況報告と今後の見込みが話されました（詳細は別ページに）。

## 質疑 & 討論を踏まえ、

### 北村原告の上告決意を支持

瀬戸英治副代表の司会で全国から駆けつけた皆さんの発言を頂きました。神奈川の佐々木雅子さんから「労働法は牧師を守ってくれないのか」、同じ神奈川の郭鐘珠さんから「正教師の地位は経済活動の基本」等の意見があり、弁護士からの回答もありました。東海林勤牧師からは「北村牧師は、個人の尊厳を否定されてい

る」との発言、小海基牧師からは「控訴審裁判官の一人石橋裁判官は北海教区で信徒の裁判で棄却の判決文を書いた人だとの指摘と、最高裁で裁判官の意見が割れるような上告活動を！」との発言がありました。

その後、上告についての意見を伺い、大阪教区信徒の安田信夫さんからは「現在までの弁護団の論旨では裁判に勝てない」との意見。東海教区信徒の岡安茂祐さんからは「現教団執行部は反キリスト的、権力に頭を下げる裁判所に対し、人権闘争として一緒にやりましょう。現弁護団を支持します」との意見もありました。渡辺英俊裁判対策委員長から、後から来る人のために井戸を掘ろうとの決意（詳細は同封の別冊の文章をご覧ください）も述べられ、討論を締めくくりました。

最後に北村原告から、「免職後に教団の名簿から削除され、教区でも船越教会の牧師としては名簿に記載されません。安田さんのご意見を伺った上で、最高裁に上告し最後まで裁判を闘い抜くので、皆さんよろしく」という決意表明がありました。これを受けて、瀬戸副代表が参加者の皆さんに意見を伺い、大きな拍手で賛同を得ました。

最後に事務局から短い発言をさせて頂きました。熱心な発言・参加を本当に有難うございました。皆さま11月4日(月)午後1時半から行われます報告討論集会に、ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。

御疑問の点など何かありましたら090-2669-4219久保まで。



会場からの発言者

# 傍聴席から 鶏が鳴く前に…

岡安茂祐

いよいよ上告審である。裁判所は、遺憾ながらこの国の場合、審級が進むに従って権力者に対して弱腰になり、国民の権利尊重に消極的であるとの評価を歴史上一貫して得ている。しかし、戦後の憲法は裁判所が人権擁護の砦であるべきことを命じており、また、この憲法の諸原理は国民の不断の努力によって確保すべきことを求めている以上、私どもは、憲法裁判所たる最高裁が、原告北村牧師の基本的人権の擁護と「信教の自由」原理の保証を実現する判決を出すように、闘いを続けなければなるまい。

キリスト者は、常に、その時その処の現実の中で「キリストに従って生きる」ことを求められている。その現実において、どのように行動することが自分の十字架を負って生きることなのかを、絶えず選択せざるを得ない。日本基督教団の教会によってこの信仰を育てられた私にとっては、聖餐の執行をめぐり、現教団総会主流派が為した、「教憲・教規」を名目とする、この間の一連の暴挙(暴力的な権力行使、即ち、人権抑圧)を見て見ぬふりをする事は出来ない。

2008年10月開催の教団第36総会において、総会議長の山北宣久牧師発議の北村牧師戒規申立て(常議員会議決)を無効とする議決がなされて以後、この議決を蹂躪して、北村牧師に対する免職処分へと狂奔し、宗教法人法上の教団によって為した、教師委員会、常議員会、審判委

員会、年金局、総会議長などの機関が次々に行った行為は、いかなる神学的装飾を凝らして取り繕っても、明白に条理に違背し、憲法下の民主主義原理、基本的人権の思想を逸脱するのみならず、聖書により伝承される福音の真理に真っ向から対立する、明白な不信仰より出でた仕業であると、私は考える。

しかも、教団第37および第38総会は、北村牧師の異議申立てはもとより、紅葉坂教会、神奈川教区ほか数教区の総会議決による申立てに対しても一顧だにせず、あろうことか、教団総会の構成に関してすら、市民社会の常軌を外れた方法を逐次重ね、恬として恥じないのであるから、この総会議員諸公の罹病は膏肓に入ったと闘って誤りは無いであろう。

しかし、これが、私が信仰の抛り所とする「教会」の現実の姿なのである。いま教団総会主流派の教職・信徒の「群れ」により蹂躪された日本基督教団を救い出し、合同教会としての「世にある教会」を不断に再建して行くことこそが私ども教団信徒に共通の課題であろう。

一審、二審の判決文に通底する、基本的人権思想の脆弱性は、信教の自由への洞察力の欠如に通じている。こうした資質と学力の裁判官を相手に闘った原告弁護団の健闘に心から感謝したい。

東京地裁・高裁の最大法廷に「整理券」をやっと手にして入廷した、その傍聴席から、裁判官席を仰ぎ見る被告席の、我が教団総会議長や総幹事の横顔を眺めていると、実にやりきれない思いが沸々と湧き上る。――石橋秀雄牧師よ、鶏が三度目に鳴く前に、夫子の悔い改めはなきか。  
(東海教区・勝沼教会信徒)

# 事務局報告

## ○最高裁の上告の内部審理がしばらく続きます。

最高裁の上告の内部審理がしばらく続きます。

9月上旬の上告理由書の提出後4～5か月はかかりそうです。

## ○報告&討論集会が決定！参加をお願いします！

日程：11月4日（月・休）

時間：13：30開始～15：30終了予定（※13時より受付 ※16時退出）

会場：崎陽軒 ヨコハマジャスト1号館・8F会議室

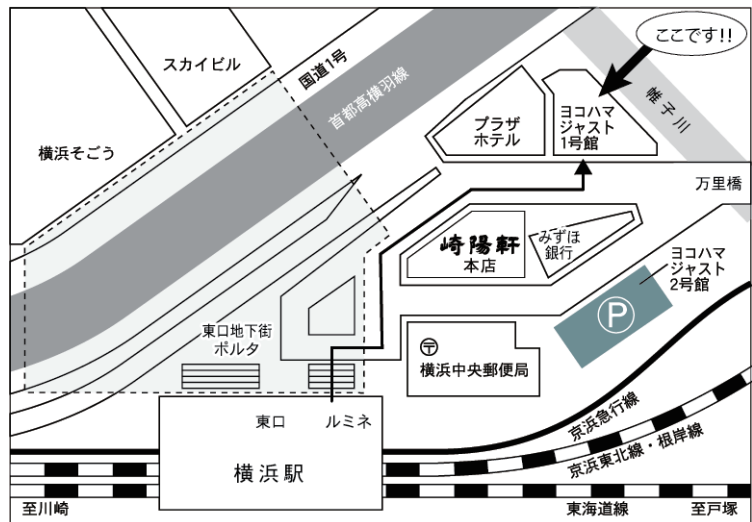
※ 横浜駅東口徒歩3分ほどです

[http://www.kiyoken.com/rental/just1/j\\_index.html](http://www.kiyoken.com/rental/just1/j_index.html)

横浜市西区高島 2-12-6

電話 045-441-8857

- 裁判の状況報告と質疑をうけます。全国各地の状況をみんなで共有し、教団内での運動についても、どう広げていくかを含めて話し合いたいと思います。



## 入会と献金（カンパ）のお願い

皆様のご支援により、正会員516名、賛助会員287名、献金（カンパ）234件、総収入も610万円、残金291万円になっています（8月9日現在）。

皆さんの周りの方にお声かけください。

「北村慈郎牧師を支援する会」に参加して頂けると幸いです。

正会員（個人&団体）は一口年間5千円、総会に参加でき、議決権を持ちます。教会を含め市民団体も参加できます。総会への出席義務はありません。賛助会員（個人）は一口年間3千円、ニュース等をお送りし、総会へも陪席できます。郵便振替番号は00270-4-116840。振替用紙が同封されていますが、既に今年度会費納入の方は破棄して下さい。

献金（カンパ）ができる方は、「ゆうちょ銀行」10250-7043921「北村慈郎牧師を支援する会」の口座にゆうちょ銀行の通帳から送金しますと、手数料がかかりません。氏名・団体名が表示できます（最大カタカナ13字まで入りますが、字数が多い方は郵便振替で）。御疑問の点など、何かありましたら090-2669-4219久保事務局長まで。